

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

心身再生の郷づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県、吉野郡十津川村

3. 地域再生計画の区域

奈良県吉野郡十津川村の全域

4. 地域再生計画の目標



十津川村は、紀伊半島の中央部で奈良県の最南端に位置し、人口4,183人(平成21年4月1日現在)の、森林と清流、そして温泉に恵まれた山村である。

村面積の96%が森林であり、村の主な産業は林業である。しかし、近年の林業をとりまく環境は厳しく、木材需要の低迷による林業生産活動の停滞及び林業従事者の高齢化・林業経営費の上昇等により、森林所有者の保育への意識が減退し、林業が衰退している。

保育施業が必要な人工林が72%を占めており、保育・間伐等の積極的な実行と成熟期を迎えた木材の搬出・利用が緊急かつ重要な課題となっている。

このため、林業の振興を図ると同時に村では、村内の3地区に湧出する豊富な温泉を生かし、「源泉かけ流し宣言」行い、世界遺産へのアクセスルート案内板の整備や、温泉公園の整備、村営の公衆浴場の設置などの温泉を中心とした観光開発に取り組んで来た。

また新たに平成21年4月から、観光の核である世界遺産と温泉を活用し、隣接する和歌山県田辺市と県域を越えて一体的に観光振興を推進しているが、村内の道路網は狭いばかりでなく、未整備な箇所が多く、村民の生活や観光客の通行に大きな不便をきたしている。

再三の国道168号の土砂崩れ等による通行止めで、狭い村道・林道が迂回路となり、地元住民や観光業者等にも大きな痛手となっている。

旧計画での整備成果を踏まえ、路線延長が長いことからまだ十分な整備に至っておらず、更に林道を含めた村内の交通アクセスを改善することにより、林業の振興と地域環境の改善を図るとともに、観光客の誘致を促進することなどを通じた、活力ある地域の再生を促進する。

(目標1) 村内集落間のアクセス改善

(緊急車両の到着時間 5分短縮) …… 役場から各集落間へのアクセス
役場～今西集落間 35分→30分

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善

(間伐、下刈実施面積の12%増加) …… 1,200ha(H.17～H.21実績)

→1,344ha(平成26年度)

(目標3) 観光客の誘致

(観光客数の5%増加) …… 641,657人(平成20年度)→673,740人(平成26年度)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

村道滝川奥里線を整備することにより、“日本の滝100選”にも選ばれている笹の滝へのアクセスが良くなり、地元住民の生活基盤も改善できる。

また、平成17年度からの継続事業で林道川津今西線の改築を行うことにより、世界遺産”熊野古道小辺路”へのアクセスの改善、県道、村道、林道、作業道による効率的な道路ネットワークが構築でき、観光客の誘致をはじめとする交流人口の増加、林業の振興を図る。

林道奥千丈線の改良を行うことにより、村民の利便を図り、災害時には国道の迂回路としても利用される。

林道旭線・林道不動木屋線の改良を行うことにより、釈迦ヶ岳登山口へのアクセスが改善され、森林施業の効率化及び登山客の通行の安全確保を図る。

林道高滝線は、既設林道を延長して森林施業の効率化を図る。

また、延長沿線には大字高滝の水源地があり、地元住民の利便を図る。

林道那知合永井線の開設、舗装を行うことにより、集落間のアクセスが改善され、学校統合等村の政策にも寄与する。地元住民の生活基盤も大いに改善できる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道；道路法に規定する市町村道に下記年月日に認定済み。

村道滝川奥里線(平成27年9月28日認定)

- ・林道；森林法による北山・十津川地域森林計画(平成13年樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市町村道(十津川村) 十津川村

- ・林道(十津川村) 十津川村、奈良県

[事業期間]

- ・市町村道(平成24～26年度)、林道(平成22～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町村道0.12km、林道6.9km

- ・総事業費 1,570,058千円(うち交付金785,029千円)

(内訳) 市町村道 60,000千円(うち交付金30,000千円)

林道 1,510,058千円(うち交付金755,029千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、地域再生計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

1. 平成16年6月28日の”十津川温泉郷 源泉かけ流し宣言”を踏まえ、聖地熊野を核とした癒しと蘇りの観光圏整備計画(平成21年4月22日)十津川村の観光の核である世界遺産と温泉を活用し、隣接する和歌山県田辺市と、県域を越えて一体的に観光振興を推進する。
2. 村道平谷那知合線、平谷竹筒線の改良、村道桑畑線、玉置川支線の開設幅員の狭い村道の拡幅やまた開設を行い、村民の生活の利便を図る。
3. 国道168号迂回路整備事業(平成21年～)
再三の国道全面通行止で、観光・住民の生活に支障を来しているため、五條土木事務所(奈良県)が、林道の補修を行う。
4. 十津川村森林づくり基本条例に基づき、国・県の補助事業に加えて村単独の補助事業を導入した施策を実施する。また十津川産材の生産流通の拡大を目指し、流通の川上と川下が連携した「郷土の家ネットワーク」を立ち上げ、産直住宅による十津川産材の確実な需要を獲得することによる林業振興を図る。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、十津川村が、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし